

令和3年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援（新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業）に係る公募要領

第1 総則

戦略作物生産拡大支援（新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業）に係る公募の実施については、本要領に定めるものとします。

なお、本事業の公募の実施は、令和3年度予算の成立を前提として行うため、今後変更があり得ることを、あらかじめ御承知おきください。

第2 趣旨

米粉用米の需要が高まりつつある状況を踏まえ、新たに制定したノングルテン米粉の製造工程管理に関する日本農林規格の周知やアルファ化米粉等の新たな米粉加工品の普及等、米粉の需要拡大や米粉用米の生産拡大のための条件を整備する取組を支援します。

第3 応募団体等の要件

本事業の事業実施主体として応募できる団体等の要件は、別表のとおりとします。

第4 事業の内容

公募対象事業である戦略作物生産拡大支援（新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業）の具体的内容は、次に掲げる1から3までとし、この中から必要な取組を選択し、実施するものとします。

1 米粉用米産地の育成

米粉用米を現に生産している又は生産する意志のある生産者と、米粉製品に適した米粉用米を必要とする米粉製造業者等とのマッチングを目的とした情報交換会を開催する。

なお、当該情報交換会の開催地の選考に当たっては、生産者、米粉製造業者等に対して実施するニーズ等調査及び米粉用米の生産量を考慮する。

2 新たな日本農林規格の周知

米粉の需要拡大・輸出拡大を目的として制定したノングルテン米粉の製造工程管理に関する日本農林規格（JAS）の仕組みや特徴、優位性等の周知を目的とした説明会の開催等を実施する。

3 新たな米粉加工品の普及

アルファ化米粉等、新たな米粉の加工法や特徴（油脂や乳化剤、増粘剤の代替）、その使用方法等の日本産米粉の優れた特性について、調査・分析を実施した上で、これらの情報を広く一般に情報提供するためのホームページ（日本語版及び英語版）の作成及び運営を行う。

第5 補助対象経費の範囲

1 本事業において補助対象となる経費は、事業に直接必要な別紙1に掲げる経費

であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等（請求書、領収書の写し等）によって金額、内容等が確認できるもののみとします。

- 2 国の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組は、助成の対象とはなりません。

第6 申請できない経費

- 1 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 2 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じた金額の合計に補助率を乗じた金額）

第7 補助金額

本事業の補助金の交付限度額は30,000千円とします。なお、申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することもあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますので、御留意ください。

第8 補助率

定額とします。

第9 採択数

1者とします。

第10 事業実施期間

令和3年度の交付決定の日から令和4年3月31日（木）までとします。

第11 事業の成果目標

事業実施主体は、米粉用米の需要量を基準年である令和元年度（3.5万トン）から10%以上増加させる目標を、事業実施年度に達成することとします。

第12 応募書類の作成及び提出

1 応募書類の作成

提出すべき応募書類は、別紙2の応募提出資料に掲げるとおりとします。

2 応募書類の提出期限

応募書類の提出期限は、令和3年2月18日（木曜日）午後5時まで（厳守）とします。

3 提出先・問合せ先

応募書類の提出先及び問合せ先は以下のとおりとします。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省政策統括官付穀物課 新用途米穀推進班
TEL : 03-3502-8111 (内線4239)
FAX : 03-6744-2523

4 応募書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 応募書類は、別記様式に従い、審査基準に関係する項目に留意して作成してください。
- (2) 応募書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 事業実施計画の内容を資料により明確に説明できない場合についても、審査対象外となる場合がありますので御留意ください。
- (4) 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。
- (6) 申請書類を電子メールによる提出を希望する場合は、3に記載の問合せ先に連絡し、送付先アドレスを確認し、件名を「新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7Mb以下としてください。なお、複数の電子メールとなる場合は、件名の「応募者名」を「応募者名・その○」（○は連番）としてください。
- (7) 応募書類を郵送する場合は、封筒等の表に「新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業公募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等の配達されたことを証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕を持って投かんするなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (8) 提出後の応募書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- (9) 応募書類は、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (10) 提出された応募書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (11) 審査に当たり、農林水産省から応募団体に応募内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて事業計画に関するヒアリングを行うこともありますので、あらかじめ御了承ください。
- (12) 問合せは、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）とします。

第13 補助金等交付候補者の選定

1 審査方法

提出された応募書類については、事業担当課等において書類の内容確認、事前整理等を行った後、外部有識者で構成する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、別紙3に掲げる審査基準に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定します。

2 審査結果の通知等

審査の結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、補助金等交付候補者には補助金等交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金等の交付は、別途定める必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金等交付候補者の決定にかかわる審査の経過、審査結果等に関する問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第14 交付決定に必要な手続等

補助金等交付候補者は、国の指示に従い速やかに、令和2年度予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課まで提出していただきます。申請書等を事業担当課等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発送します。

なお、申請書等の内容（補助金の額を含む。）については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第15 重複申請等の制限

同一の応募内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金等交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金等交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第16 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理、機器整備等の財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者個人には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる仕様、譲渡、交換、貸付等を行う場合は、事前に農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産等の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を

相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 個人情報取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱ってください。

6 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

7 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

8 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。